日薬業発第153号 平成22年9月16日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会 会長 児玉 孝

向精神薬等の処方せん確認の徹底等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」がまとめた 向精神薬の「過量服薬への取組」については、本年 9 月 10 日付日薬業発第 145 号でお知らせしたところですが、この程、これに関連して厚生労働省医薬食品局 総務課長、同社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保険課長より本会宛通知が ありましたので、別添のとおりお知らせいたします。

貴会におかれましては、改めて会員にご周知いただき、薬局等での適切な対応 につきまして注意喚起をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





薬食総発0910第2号 障精発0910第4号 平成22年9月10日

社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課



厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課



向精神薬等の処方せん確認の徹底等について

先般、「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」(平成22年6月24日付け障精発0624第1号)により、向精神薬その他の精神疾患の治療薬(以下、「向精神薬等」という。)の処方に際する配慮について、別添1のとおり通知したところです。昨日、厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて、過量服薬への具体的な取組及び今後の対策を「過量服薬への取組」(別添2)にまとめ、当面の対策の一つとして「薬剤師の活用」を、盛り込んだところです。

貴会におかれては、別添2の内容を御了知の上、適切な服薬指導等の徹底及び向精神薬等の処方せん確認に係る疑義照会等が行われるよう、貴会員に対して周知徹底するとともに、過量服薬の実態と対策に関する内容を盛り込んだ研修の機会が薬剤師に提供されるよう御協力方お願いします。

なお、自治体の担当部局宛にも、別添3のとおり、通知しているので申し添えます。



障精発0624第1号 中成22年6月24日

都道府県・指定都市 精神保健福祉主管部局長 殿

> 厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部精神·障害保健課長

向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の厚生労働科学研究において、精神科に受診していた自殺者が、自殺時に向精神薬その他の精神疾患の治療薬(以下、「向精神薬等」という。)の過量服薬を行っていた例(薬物が直接の死因ではない場合を含む)が多くみられるという結果が出ております。また、最近の報道にもみられるように、向精神薬等の適切な処方について国民の関心が高まっていること等も踏まえ、自殺念慮等を適切に評価したうえで、自殺傾向が認められる患者に向精神薬等を処方する場合には、個々の患者の状況を踏まえて、投与日数や投与量に注意を払うなど、一層の配慮を行っていただくよう、管下医療機関に周知方お願い申し上げます。

過量服薬への取組

-薬物治療のみに頼らない診療体制の構築に向けて-

平成22年9月9日 厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム

内容 (略)

※H22.9.10 日薬業発第 145 号参照



薬食総発0910第1号 平成22年9月10日

各 保健所設置市 特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

向精神薬等の処方せん確認の徹底等について

先般、「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」(平成22年6月24日付け障精発0624第1号)により、向精神薬その他の精神疾患の治療薬(以下、「向精神薬等」という。)の処方に際する配慮について、別添1のとおり通知されたところです。昨日、厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて有識者からヒアリングによる実態把握等が行われ、今後取り組むべき対策等について「過量服薬への取組ー薬物治療のみに頼らない診療体制の構築に向けて一」が、別添2のとおりまとめられ、「向精神薬等の過量服薬への取組について」(平成22年9月10日付け障精発0910第1号)が、別添3のとおり通知されました。

貴職におかれては、別添1から3までの内容を御了知の上、適切な服薬指導等の徹底及び向精神薬等の処方せん確認に係る疑義照会等が行われるよう、貴都道府県下の医療機関及び薬局に対して周知徹底するとともに、関係団体等との協力の下、研修の機会が薬剤師に提供されるようご配慮方お願い申し上げます。

別添(略)



障精発0910第1号 平成22年9月10日

都道府県·指定都市 精神保健福祉主管部(局)長 殿

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長

向精神薬等の過量服薬への取組について

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」(平成22年6月24日付け障精発0624第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)にて、過量服薬への注意を喚起したところですが、9月9日、第7回厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて、別添1、2のとおり、過量服薬への具体的な取組及び今後の対策についてとりまとめましたので、貴自治体における今後の取組の参考にしていただくようお願いします。

なお、本件については、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)に対しては、別添3のとおり、厚生労働省医薬食品局総務課長から、「向精神薬等の処方せん確認の徹底等について」(平成22年9月10日付け薬食総発0910第1号)により、通知が発出されているので、申し添えます。

別添(略)